
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加Ⅱ) *
* 令和4年第1回 *
*

(令和4年3月25日)

目 次

令和4年3月25日 (追加II)

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第26号	市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例及び特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について	1

議案第26号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例及び特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例及び特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月25日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例及び特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第1条 市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例(平成29年柏原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年4月1日から同年6月30日までの間における給料月額の減額措置)

- 3 令和4年4月1日から同年6月30日までの間における第1条の規定の適用については、同条本文中「100分の20」とあるのは、「100分の30」とする。

(特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給料月額の特例に関する条例(平成29年柏原市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和4年4月1日から同年6月30日までの間における副市長の給料月額の減額措置)

- 3 令和4年4月1日から同年6月30日までの間における副市長に対する第1条の規定の適用については、同条本文中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。